

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に雇用され、以降、○年○月に休職するまで、B会社（以下「会社」という。）及びC所在のD会社（以下「事業場」という。）を含む会社のグループ会社において、電気回路設計等の開発業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、E医療機関に受診し「緊張性頭痛、不眠症」と診断され、同年○月○日、F医療機関に受診し「緊張型頭痛、不眠症」と診断され、○年○月○日、G医療機関に受診し「変形性頸椎症」と診断され、以降、複数の医療機関に受診した。請求人によると、入社から30年にわたり高周波回路設計業務に従事し、顕微鏡を利用したはんだ付け作業やディスプレイを注視するVDT作業の業務に従事したことが原因となって出現したという。
- 3 請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、労働基準監督署長は、○年○月頃から症状が出現したとの請求人の申立てにより、本件は監督署長の管轄であるとして、事件を移送した。本件は、事件の移送を受けた監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した眼精疲労を含むVDT症候群、不眠症、変形性頸椎症、頸肩腕症候群及び緊張性頭痛（以下「本件傷病」という。）が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、長年にわたり過度の緊張を伴う超精密作業に従事したことにより、眼精疲労や上肢障害等を発症したものであり、業務上の傷病に該当すると主張するので以下検討する。

(2) 眼精疲労について、○年○月○日付けのH医師の意見書及びI医療機関の眼科診療録によれば、○年○月○日の眼科初診時における請求人の「目が痛い、頭痛もある」という症状の訴えについて、眼圧や眼底等の検査を行い、「混合乱視及び白内障」と診断しており、「眼精疲労」との診断に至っていない。

また、同院他科のJ医師が作成した○年○月○日付けの診断書には、病名として眼精疲労と記載されているが、同年○月○日の診療録に、請求人から眼精疲労という病名を診断書に付け加えて書いてほしいとの申し出があったことや器質的疾患はないことが記録されており、眼精疲労との診断が妥当とは判断できない。

以上より、決定書理由で説示したとおり眼精疲労との診断は認められず、請求人が眼精疲労を発症したとは認められないものと判断する。

(3) 不眠症について、K医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「不眠症については○歳の時より医療機関で指摘され、睡眠導入剤が処方されている。業務との因果関係は不明。」と述べている。一方、L医師は業務との関係

が認められると述べているが、その根拠は明らかでなく、単なる可能性について言及したものである。

また、請求人が主張する不眠症の原因とされる業務から離職後○か月以上経過してなお入眠障害が認められる。

以上より、当審査会としては、請求人の不眠症について、業務との因果関係は認められないと判断する。

- (4) 変形性頸椎症について、請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診しているが、同日の頸椎のレントゲン写真について、K医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「頸椎レントゲンにてC 5 / 6 にアライメント不整がある」と述べ、M医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「C 3 / 4、4 / 5、5 / 6 椎間板腔の狭小化と骨棘形成が見られ、加齢による退行変性の所見がある。」と述べ、N医師も○年○月○日付け意見書において、「退行性変性が認められる。」と述べていることから変形性頸椎症を発症していたものと認められる。

請求人に発症した変形性頸椎症は、上記の各医師が述べるとおり、加齢による変性であり、当審査会は、業務上の疾病とは認められないものと判断する。

- (5) 頸肩腕症候群については、請求人が○年○月○日に、頭痛により受診したF医療機関において、肩こりを訴えた旨、同院の診療録に記載されており、頸肩腕症候群が疑われているが、L医師の診断根拠は不明である。

請求人は、○年○月○日に右上肢痛を訴えてG医療機関を受診し、右頸～上肢の痛み他をもって「右頸肩腕症候群疑い」と診断され、同年○月○日からE病院、同○年○月○日から○クリニックを受診した。

P医師は、○年○月○日付け意見書において、要旨、「傷病名は①頸肩腕症候群②頸椎症、①の判断根拠はC 4 及びC 5 の骨棘形成であり、①及び②の一般的な発症原因は加齢である。」と述べている。また、M医師は、前記(4)の意見書において、要旨、「加齢による退行変性の所見があるような頸椎を支持する筋肉には常時負担がかかり、また、肩甲骨を支持する僧帽筋への負荷は肩こりや背部のしびれ等を生じるため、頸肩腕症候群と診断されることもある。」と述べ、N医師は、要旨、「頸肩腕症候群は変形性頸椎症に伴って生じた。」と述べている。

以上より、当審査会は、請求人に生じた「頸肩腕症候群」は「変形性頸椎症」

に付随する症状であると考えるのが妥当であり、業務上の疾病とは認められないものと判断する。

なお、請求人は、頰肩腕症候群がVDT作業によって生じたと主張し、Q医師も右頰肩腕症候群とVDT作業の一般的な医学的因果関係について、「VDT作業により症状増悪しており、何らかの因果関係があると思われる。」と意見を述べている。しかし、Q医師の意見は単に可能性を述べたものに過ぎない上、請求人がVDT作業から離脱した〇か月後の同〇年〇月〇日の時点においても、首の痛みは続いている旨申述していることから、請求人の症状がVDT作業によるものとは考えられず、Q医師の意見は採用できない。

(6) 頭痛について、請求人は、〇年〇月頃からE病院に受診し、緊張性頭痛と診断され、〇年〇月〇日からFクリニックに通院した旨申し立てている。K医師は、請求人の緊張性頭痛の原因を、「頰椎レントゲンにC5/6のアライメント不整」と述べている。また、L医師は、要旨、「変形性頰椎症の合併も緊張性頭痛発生の関連要因と示唆される。」と意見を述べている。M医師は、要旨、「加齢による退行変性の所見があるような頰椎を支持する筋肉には常時負担がかかるため、筋の過緊張状態が誘発され、筋緊張性頭痛を生じたものと推察される。」と意見を述べ、N医師も、緊張性頭痛は変形性頰椎症に伴って生じたものと述べている。

以上より、当審査会は、請求人に生じた「緊張性頭痛」は、変形性頰椎症に付随する症状であると考えるのが妥当であり、業務上の疾病とは認められないものと判断する。

なお、請求人は、実際の作業実態等を踏まえた検討を行うべきである旨の主張をしていることから、当審査会としても一件記録を精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。